(7) Time-limit for certification : 12 : 00, June 8, 2023
(8) Time-limit for tender : 12 : 00, June 19, 2023
(9) Contact point for the notice : WATANABE Taro, Procurement Section, Accounts Division, Administrative Department, National Diet Library, 1―10―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8924 Japan TEL 03－3506―3378 FAX 03―3597―9406
E-mail ml-disjisedai-chotatsu@ndl.go.jp

○第２号（№２）

1　調達内容
(1) 品目分類番号　71、27
(2) 調達件名及び数量　機械可読資料のマイグレーション作業　光ディスク約6,400枚（予定）
(3)、(5)及び(6)　第１号１(3)、(5)及び(6)に同じ。
(4) 履行期限　令和６年３月29日
2　競争参加資格　第１号２に同じ。
3　入札書等の提出場所等
(1)から(3)まで　第１号３(1)から(3)までに同じ。
(4) 入札書の受領期限　令和５年６月22日12時00分（郵送の場合は必着のこと。）
(5) 開札の日時及び場所
①　日時　令和５年６月23日14時00分
②　第１号３(5)②に同じ。
4　その他　第１号４に同じ。
5　Summary
(1), (2), (4), (5), (6), (7) and (9)　The same as the Notice No. 1 5 (1), (2), (4), (5), (6), (7) and (9)
(3) Nature and quantity of the services to be required : Data migration of machine-readable materials, 6,400 disks (estimated quantity)
(8) Time-limit for tender : 12 : 00, June 22, 2023

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年４月18日
分任支出負担行為担当官　沖縄総合事務局
那覇港湾・空港整備事務所長　嶋倉　康夫

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1　業務概要
(1) 品目分類番号　42
(2) 業務名　令和５年度那覇港環境保全業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
(3) 業務内容　本業務は、那覇港の新港ふ頭地区岸壁付近に生息しているサンゴの移植及びモニタリング調査を行うものとする。
主な業務内容は以下のとおりである。
・調査準備　１式
・サンゴ移植　１式
・モニタリング調査　１式
・解析・考察　１式
・協議・報告　１式
・成果物　１式
(4) 履行期間　契約締結日の翌日から令和６年３月29日まで。
(5) 本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、本業務の予定価格が100万円を超える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。なお、予定価格が100万円を超え1,000万円以下の業務においては、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を設定するものとする。
(6) 本業務は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
(7) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
(8) 本業務は、競争参加資格を有すると認められたものに対し、見積参考資料を開示する試行業務である。
(9) 本業務は、40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下、「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。
(10) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
2　指名されるために必要な要件
入札参加者は、２－１に掲げる資格を満たしている単体企業又は２－２に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。
2－1　単体企業
(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 沖縄総合事務局における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。なお、申請中の場合は開札の時までに上記一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
(4) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から土木関係建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
(5) 本業務に係る申込者は、別途発注済みの「令和４年度管内技術審査補助業務（受託者：（一財）港湾空港総合技術センター）」、「令和５年度那覇港発注補助業務（受託者：（一財）港湾空港総合技術センター）」、「令和４年度那覇港品質監視等補助業務（受託者：（一財）港湾空港総合技術センター）」及び「令和５年度那覇港監督補助業務（受託者：㈱レキオコンサルタント）」の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。また、上記業務における担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面、人事面において関連がある者でないこと。
(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
(7) 情報保全に係る履行体制が適切であること。なお、その判断は以下による。
本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料「情報取扱者名簿及び情報管理制図（参加表明書添付（別紙３））」を参加表明書と併せて発注者に提出すること。
2－2　設計共同体
(1) ２－１に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年４月18日付内閣府沖縄総合事務局開発建設部長公示）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から令和５年度那覇港環境保全業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。
(2) 各構成員は実施する分担業務に応じて１名以上の担当技術者を配置できること。
また、代表者たる構成員は、管理技術者１名を配置するものとする。
(3) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
2－3　入札参加者間の公平性
入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得（平成25年12月16日付け府開管理第1943号）